

## 16 認知症施策の推進について

認知症の人と家族を支えるための社会資源の整備に国が主導的な役割を果たすとともに、地域における認知症支援体制の構築に向けての広域的な機能強化について積極的な支援を行うこと。

また、認知症疾患医療センターの十分な運営財源の確保を図ること。

### 【背景理由等】

我が国においては、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も急速に増加していくことが予想されています。認知症になったとしても、住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができる社会にするためには、地域全体で支える体制の構築が欠かせません。

そのためには、認知症の人を支えるための社会資源の整備に国が主導的な役割を果たすことはもとより、市町村が地域の状況に応じた認知症支援体制を構築できるよう、県が広域的な支援を行うことが必要です。

また、認知症の人を地域全体で支えるために、まずは保健、医療、介護、福祉等の関係機関の緊密な連携による早期発見、早期対応が重要であり、地域連携や専門職への教育の核となる「認知症疾患医療センター」は極めて有用です。

国は、認知症施策推進基本計画の保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等において、認知症疾患医療センターを地域での認知症医療体制の拠点と位置付けているところですが、認知症疾患医療センターの運営の安定に向けた財源の確保など、十分な予算措置がなされていません。

加えて、認知症などにより判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らすためには、本人の権利を守り支援する「成年後見制度」の重要性が高まっているが、費用面の不安や支援の担い手不足により、本来支援が必要な方が制度を利用できていない状況にあります。

### 【具体的な提言事項】

#### (1) 都道府県の広域的な事業の取組に対する積極的な支援

認知症施策において、住民にとって身近な基礎自治体である市町村が十分に役割を果たせるよう、地域の実情を踏まえ、都道府県の広域的な事業の取組に対する積極的な支援を行うこと。

#### (2) 認知症疾患医療センターの安定運営に向けた運営財源の確保

既指定の認知症疾患医療センターの安定的な運営等に向けた運営財源を確保すること。

#### (3) 認知症の人や家族に対する公的救済システムの構築

認知症の人や家族が安心して暮らしていけるよう、損害賠償責任に関する法整備など公的救済システムを構築すること。

#### **(4) 成年後見制度のさらなる利用促進**

誰もが「成年後見制度」を利用できるよう利用者の負担軽減を図るとともに、基礎自治体が十分な役割を果たすための財源を確保するなど、権利擁護支援の充実に向けた積極的な支援を行うこと。